

【返済中または償還猶予中の方対象】 令和5年度住民税非課税による 生活福祉資金特例貸付に関する償還免除のご案内

特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の借り入れをしている皆さまへ

あなたが借りている特例貸付は、国の定めた要件に当てはまれば、「償還免除（借りたお金を返す必要がなくなる）」になります。

あなたが「償還免除」の対象となるか、また、どのような手続きが必要となるかご案内しますので、よくお読みいただき、お手続きを進めてください。

For Foreigners,

This is a Notice of Exemption for Small Loan, Comprehensive Loan, Comprehensive Loan(Extension) . If you have any questions, call below.

Call Center : 050-3033-5120 (on weekdays 8:30~17:00)

※Available in English, Chinese, Korean, Filipino, Vietnamese, Portuguese, Spanish, Nepali and Thai.

❖ 償還免除の対象となる人（お金を返さなくてもよい人）

「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」の**両方**が「**住民税均等割・所得割どちらも非課税（住民税を払う必要がない）**」の場合は**残額の一部**が償還免除（お金を返す必要がなくなる）になります。

※所得割のみ非課税となっている方は、今回ご案内している免除の対象ではありません。

※あなたが免除の対象となるかどうかは、別紙でご確認ください。

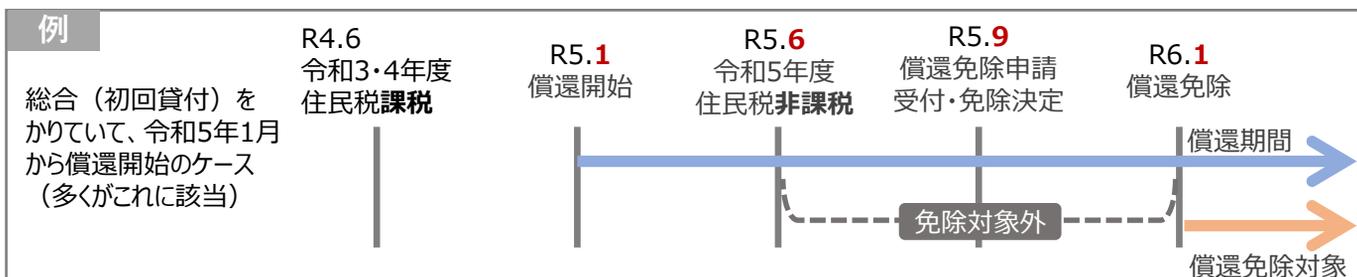
❖ 今回の償還（お金を返す）の免除対象となる債権の種類

資金の種類	令和4年3月31日までの受付分 ● 緊急小口資金 ● 総合支援資金（初回貸付）
償還の状態	すでに償還（お金を返す）が始まっている、もしくは償還猶予中
どの年度の非課税証明が必要か	令和5年度が住民税非課税

❖ 今回の償還（お金を返す）の免除は「残額の一部」が免除（お金を返さなくてよい）となります。

令和3年度、令和4年度のいずれも住民税が課税であったが、借受人と世帯主が共に**令和5年度**の住民税所得割・均等割がいずれも非課税の場合、**残額の一部が償還免除（お金を返す必要がなくなる）の対象**となります。

※残額の一部とは、償還免除申請後、最初に到来する償還開始月以降の償還計画額の残額です。



※令和5年9月に免除申請した方は令和6年1月から償還開始される分の償還計画額全額が免除となります。

◆申請を希望される方へ

償還免除には**①償還免除申請書、②住民票、③住民税非課税証明書**が必要です。記入・提出の注意点をよくご確認ください、申請をお願いいたします。

〔重要！〕償還免除申請書類等の受付は“郵送のみ”となります。

1 償還免除申請書の記入の仕方

償還免除申請書は債権ごとに申請します。緊急小口資金、総合支援資金を両方を借りた場合は、それぞれ1枚ずつ（合計2枚）申請書をご提出ください。

◆よくある記入ミスの例◆

●申請書全体
・緊急小口資金/総合支援資金の両方が対象の場合、片方しか申請されていない。

・“消せるペン（フリクション・鉛筆等）”で記入されている。

・修正テープ/修正ペン等で記入内容が修正されている→二重線で訂正してください。

●世帯の状況

・全てに☑がついている。
・☑の箇所が間違っている。

●同意チェック欄

・☑が入っていない。
・一部しか☑が入っていない。

●記入日

・生年月日等が記入されている。
・空欄になっている。

●借受人氏名（自署）

・空欄になっている。
・住民票の表記と異なる氏名が記入されている。
・文字が読みづらい（読めない）。
・自署が筆記体のサイン等になっている（読めない）。

【返済中または償還猶予中の方対象】

令和5年度住民税非課税による生活福祉資金特例貸付に関する償還免除のご案内

緊急小口資金分

<社協記入欄>

※太枠内をすべてご記入ください。（黒または青のボールペン等、消えないインクをご使用ください。）

資金の種類	緊急小口資金		申請書の上段、資金の種類・借受人氏名・貸付金額は印字されています。
借受人氏名	神奈川 太郎		
貸付金額	200,000円	免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額
免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。		

世帯の状況 ※いずれかひとつに☑をつける

A：現在、私（借受人）が世帯主である

B：現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯

C：現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない

D：左記のいずれにも当てはまらない場合

必要書類

①-1:免除申請書（この書類）

②-2:いまの**世帯全員**が記載された主の氏名・続柄の記載があるもの

③-3:借受人の令和5年度の課税証明書(住民税非課税であることがわかるもの)※住民税均等割・所得割いずれも非課税(0円)の方が免除対象

別紙『償還免除になるかどうか確認する方法』をご確認いただき、該当するアルファベットの左横にあるボックスに☑をつけてください。

の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)

②-3:借受人および世帯主の令和5年度の課税証明書(住民税非課税であることがわかるもの)※住民税均等割・所得割いずれも非課税(0円)の方が免除対象

神奈川県社会福祉協議会 会長殿

【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。

① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。

② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。（暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において「暴力団の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常態的に暴力団の目的を助長するおそれがある団体」を指します。）

⑤ 本制度の適用を受けることになった場合、理由は開示されないことに同意します。

⑥ 本制度の適用を受けることになった場合、償還免除の要件に該当しないことが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合、本制度の適用を中止させていただきます。

令和 年 月 日 ※この書類を記入した日付を記入

借受人氏名（自署）

電話番号

借受人氏名（自署）：申請書ご本人が住民票記載の氏名をご記入ください。 ※読みやすい文字でご記入ください。

※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。

※以下については、申請者は記入しないでください

❖ 申請方法について

- **申請期間** 令和5年（2023年）9月1日（金）～ **10月31日（火）（当日消印有効）**
- **必要書類** ①償還免除申請書（同封の書類です）
②世帯全員の住民票（発行日から3か月以内のもの）
③非課税証明書（自治体によって名称が異なる場合があります）

【申請の際のご注意事項】

1. ①の償還免除申請書が2枚同封されている場合は2枚とも提出してください。
2. 償還免除はそれぞれの資金の種類ごとに行いますので、それぞれの申請書に②住民票と③非課税証明書の添付が必要となります。

〔申請書が1枚の場合〕②世帯全員の住民票の原本1部、③非課税証明書の原本1部を添付

〔申請書が2枚の場合〕②世帯全員の住民票の原本1部と残り申請書分のコピー、③非課税証明書の原本1部と残り申請書分のコピーを添付

- **提出先** 神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）償還担当
※同封の返信用封筒に**切手を貼って**郵送してください。

❖ 住民税非課税証明書について

【住民税（非課税）の確認や証明書の発行について】

令和5年（2023年）1月に住民票があった市区町村の役所にて確認できます。

※非課税証明書について：自治体によっては証明書の名称が「課税証明書」や他の名称となっている場合もあります。

※確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ非課税証明書および課税証明書は発行されない場合があります。

※令和5年度非課税かどうかは令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得によって算出されます。

❖ 償還免除の申請結果について

令和5年（2023年）11月以降に償還免除になったかどうか、お手紙でお知らせします。個別のお問い合わせには対応いたしかねますので、ご遠慮ください。

❖ 住所・氏名が変更になった場合について

同封の住所・氏名等変更届に住民票（世帯全員と記載があり、発行日から3か月以内のもの）、印鑑証明書（改姓の場合のみ）を添付して、神奈川県社会福祉協議会までご提出ください。※同封の返信用封筒をご利用いただけます。

【本件に関する問い合わせ先】

神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）償還担当
Kanagawa Prefectural Council of Social Welfare
Repayment and Exemption of Special Loan Section

TEL(Contact Number) 050-3033-5120

受付時間 (Reception Time) 8 : 30～17 : 00 （平日のみ/on weekdays）



«For Foreigners» Inquiry about these listed below, please contact the call center.

About Repayment ・ About Exemption ・ Change of Address/Phone ・ Others

※Available in English, Chinese, Korean, Filipino, Vietnamese, Portuguese, Spanish, Nepali and Thai.

償還免除申請等の受付は“郵送のみ”となります。

封筒などに記載された住所での直接の受付・対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。